(目的)

第1条 この規程は、獨協大学自己点検・評価及び内部質保証の推進に関する規程第3条に基づき、 内部質保証推進委員会(以下「委員会」という。)の任務、組織及び運営等について定める。 (任務)

- 第2条 委員会は、次の事項を行う。
 - (1) 自己点検・評価の基本方針及び実施計画を策定すること。
 - (2) 自己点検・評価の実施を統括し、報告書にまとめること。
 - (3) 各部局の行った自己点検の結果を受けてこれを評価し、改善の指摘又は勧告を行うこと。
 - (4) 内部質保証の基本方針及び手続を策定すること。
 - (5) 内部質保証の体制を確保するために必要な事項
 - (6) 内部質保証の仕組みの機能向上のために必要な事項
 - (7) その他委員会の目的を達成するために必要な事項

(組織)

- 第3条 委員会は、次の各号に掲げる者をもって構成する。
 - (1) 学長
 - (2) 副学長(副学長が置かれたときに限る。)
 - (3) 各学部長
 - (4) 各研究科委員長
 - (5) 図書館長
 - (6) 教務部長
 - (7) 学生部長
 - (8) 総合企画部長
 - (9) キャリアセンター所長
 - (10) 入試部長
 - (11) 教育研究支援センター所長
 - (12) 国際交流センター所長
 - (13) 学友会総務部長
 - (14) 自己点検・評価室長
 - (15) エクステンションセンター長
 - (16) 保健センター所長
 - (17) 事務局長
 - (18) 総務部長
 - (19) 経理部長
 - (20) 施設事業部長
 - (21) 学長が外部有識者から任命した者(以下「外部委員」という。)若干名
- 2 前項第21号に定める外部委員の選任については、別に定める。

(委員長)

- 第4条 委員長は、学長をもってこれにあてる。
- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長から指名された者がその職務を代理する。 (会議)
- 第5条 委員会は、構成員の三分の二以上の出席がなければ、議事を開き、議決することができない。
- 2 委員会の議事は、出席者の過半数を以て、これを決する。可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 3 委員会が必要と認めたときは、委員以外の者を委員会に出席させて、その意見を聴取することができる。

(事務)

- 第6条 委員会の事務は、自己点検・評価室が行う。 (規程の改廃)
- 第7条 この規程の改廃は、全学教授会(大学院にあっては大学院委員会)の審議を経て学長が行う。 附 則(平成4年規程第3号)
- 1 この規程は、平成4年12月9日から施行する。附 則(平成6年規程第9号)
- 2 この規程は、平成6年4月1日から施行する。附 則(平成12年規程第5号)
- 3 この規程は、平成12年4月1日から施行する。 附 則(平成13年規程第12号)
- 4 この規程は、平成13年5月1日から施行する。 附 則 (平成18年規程第2号)
- 5 この規程は、平成18年4月1日から施行する。 附 則 (平成26年規程第14—6号)
- 6 この規程は、平成27年4月1日から施行する。 附 則 (2020年規程第3号)
 - この規程は、2020年4月1日から施行する。 附 則 (2023年規程第8号)
 - この規程は、2023年4月1日から施行する。